法教育

2016年10月 No. 9

発行:愛知県弁護士会法教育委員会

大盛況!平成28年度サマースクール!

平成28年8月1日(月)、3日(水)、5日(金)の日程で、例年のとおり、愛知県弁護士会サマースクールが開催されました。

本年度も、延べ183名もの多くの子ども達が「法廷傍聴」「弁護士に挑戦!」「裁判官・ 検察官・弁護士 ここだけの話」「クイズ選手権」「ティーンコート」「模擬裁判」といった バラエティー豊かなプログラムに参加してくれました。

いずれのプログラムも盛況のうちに終えることができました。次頁より、実施したプログラムのうち「クイズ選手権」の特集を掲載していますので、是非ご覧ください。







小学生向け模擬裁判

特集! クイズ選手権

愛知県弁護士会サマースクールの体験講座「クイズ選手権」とは、中学生チームを組んで様々な形式のクイズに挑戦し、クイズを通して、中学生に法律に関連することを知ってもらい、法律に慣れ親しんでもらう講座です。

本講座では、クイズに正解するごとにチームに点数を与え、最も点数の高いチームが優勝することになります。

参加した中学生の中には、こちらがびっくりするほど法律の知識を持っている生徒もいますが、ほとんどの生徒は、あまり法律について意識したこともない、ごく普通の生徒です。

また、クイズの内容は、あまり法律について知らない生徒でも楽しめるように工夫を凝らしていますので、毎回白熱した戦いが繰り広げられます。

当日の進行概要は以下のとおりです。

「クイズ選手権」進行概要	
チーム名決め	5分
オープニング	5分
第1問 書けるだけ書け	30分
第2問 あなたの知らない 刑事弁護の世界	40分
第3問 早押しクイズ	30分
結果発表	10分

クイズ選手権第1問目のクイズは、「書けるだけ書け」クイズです。

「書けるだけ書け」は、問題の答えを思い つく限りホワイトボードに書いてもらうクイ ズです。

普段、法律に慣れ親しんでいない生徒達に、 法律はどのように定められているのかを実際 に見てもらうため、今年は、参加者に憲法と 刑法の条文を生徒に配布し、条文を読んで回 答してもらいました。



「書けるだけ書け」クイズの様子

1問目は「日本国憲法の条文で、「裁判所」が含まれる条文を書けるだけ書け!」という ものです。各チームとも的確に条文を探して おり、満点を獲得したチームもありました。

2問目は「刑法に規定されている罪名の中で、法定刑に死刑が定められている罪名を書けるだけ書け!」でした。非常に細かく条文を読み「前条の例による。」との記載により死刑を定めている罪名を挙げるチームもあり、驚かされました。

クイズの最中、生徒達は真剣な面持ちで条 文を読みこみ、的確に正解を挙げていってい ました。

第2問目のクイズは、「あなたの知らない刑事弁護の世界」です。

逮捕された被疑者のもとに、当番弁護士と して二人の弁護士が接見にきます。そのとき のやりとりの合間に、被疑者と弁護士のやり とりに関連するクイズを解いてもらうという ものです。

ドラマと実際の刑事弁護の違いを知っても らおうという試みです。

「保釈金の過去最高額はいくらか」という問題では、10億円と答えた非常に勘のいい生徒もいました(なお、正解は20億円です。)。

生徒達も馴染みのない刑事弁護の世界に興 味津々の様子でした。 第3問目は、早押しクイズです。

早押しクイズは、生徒達に法律が関与している多種多様な分野について知ってもらうことを目的として毎年実施しています。

本講座の早押しクイズは、他のチームから 得点の横取りをすることができるため、各参 加者は、1位のチームから点数を横取りする ぞと意気込んでいました。

選挙で複数の人が同じ得票数の場合、公職 選挙法上、どのように当選者を決めるかという問題では、選択肢が出る前に、「くじ引き で決める」と正解が出たり、憲法の条文何条 まである?という問題では、即座に「103条」 という正解が出る等、参加者のレベルの高さ に驚かされました。

早押しクイズが始まったときには、圧倒的1位だったチームも、他チームの横取りで、途中で2位になった際には、各チーム盛り上がりをみせていました。



早押しクイズの様子

生徒の声

「書けるだけ書け」

- クイズを通していろんな事を学べた
- 時間制限も適切で、少しスリルがありました
- いろいろな知識を深められた
- 死刑についてくわしく知らなかったので 探すのと同時によく学べた
- 団結が深まった

「あなたの知らない刑事弁護の世界」

- ・今まで見た弁護士のドラマと似てるよう なところが多く、改めて様々なことを学 べた
- ・刑事弁護は普段では見慣れない現場で、 面白かった
- 知らないことがいろいろわかった
- 実演していておもしろかった
- ・テレビのものとちがうことがわかった
- 本当のことがきけた

「早押しクイズ」

- ・楽しかった!
- 本物のクイズの感じがした
- 楽しくいろいろな知識を得られた
- 競い合えてよかった
- 白熱のバトルができた
- 緊張感があった





本講座は、チームで競い合うことから、チーム員の仲が深まります。

また、クイズという性質上、法律に関連する様々なことを知ることができ、世の中の法律がどうなっているのかについても学ぶことができます。

本講座は、ほとんど法的な知識がない生徒でも楽しんでもらえるように毎年準備していますし、最近の芸人やドラマを参考にして、ネタを仕込んだりしているので、誰でも楽しんでもらえると自負しています。

本講座をきっかけに、法の世界に興味を持ってもらえれば幸いです。

弁護士がいないと主権者教育の授業ができないのか?

法教育委員会 委員長 古 澤 仁 之

主権者教育に関する講演を担当した際に、教員の方から、標題のような質問をいただきました。 弁護士がいなくても授業はできます。主役は生徒であり、教員です。ただ、主権者教育の場面で、 ぜひ弁護士を活用していただきたい、それが生徒の主体的な学びにつながると私たちは考えていま す。

日頃の授業では、生徒は「〇か、×か」という発想をすることが多く、教員は1つしかない正解を求められます。しかし、主権者教育では、現実の具体的な政治的事象に踏み込むことが期待されます。政治的事象は、1つの見解が絶対的に正しく、他は誤りであると断定することはできず、必ずしも正解はありません。重要なのは、結論を出すことではなく、結論を出す過程です。しかも、政治的中立性に配慮し、生徒の主体的な判断を妨げないように、多様な見方や考え方を提示することが求められます。

弁護士が授業に参加する機会をいただければ、弁護士は、必ずしも正解のない問題について、様々な立場から、異なる見解を提示することができます。外部の専門家を活用することは、それ自体が政治的中立性への配慮につながります。また、弁護士は、具体的な根拠をもって論理的に意見を述べることに長けています。人権と人権がどのように対立し、救済されているか、法が現実の社会でどのように役立っているか、生きた憲法や法律を体感しています。私たちは、「〇か、×か」という発想に慣れた生徒の価値観を揺さぶり、主体的な判断を促し、自分たちが主権者であるという意識を持つことができるような役割を果たしたいと切に希望しています。ぜひ弁護士を活用してください。

講師派遣の申込方法など愛知県弁護士会の法教育活動のご紹介

愛知県弁護士会HPの「法教育活動」のページをご覧ください♪ http://www.aiben.jp



(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)



サマースクール

毎年夏休みの期間に、小学校高学年から高校 生を対象とした「サマースクール」を実施して います。

授業で使える教材開発

法教育教材をHPに掲載しています。授業に どうぞご活用ください。

講師派遣(弁護士による出前授業)

当会が作成した法教育教材を利用した授業をは じめ、ディベート、模擬裁判など、学校からの申 込に応じ、無料で弁護士を派遣しています。※

法教育ニュースの発行

法教育ニュースのバックナンバーをHPに掲載 しています。

※HPにて学校講師派遣の申込書をダウンロードできます。